資料７

○館林市総合計画審議会条例

昭和53年３月28日館林市条例第７号

改正

昭和61年３月26日条例第１号

平成２年12月26日条例第16号

平成10年９月17日条例第16号

平成15年12月18日条例第18号

平成19年12月21日条例第23号

館林市総合計画審議会条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、館林市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ館林市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員50人以内で組織し、委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

（１）　市議会の議員　10人以内

（２）　知識経験を有する者　40人以内

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長１人、副会長２人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第７条　審議会に諮問事項を専門的に調査審議するため、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

４　部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。

５　部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。